



# 熊本県公報

号外 第24号  
令和3年(2021年)  
5月7日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請の終期の変更…………… (健康危機管理課) 1
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請…………… ( " ) 1
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請の終期の変更…………… ( " ) 1

## 告 示

### 熊本県告示第457号の2

令和3年(2021年)4月26日熊本県告示第432号の2で告示した新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請については、その終期を同年5月10日(月)午前5時に変更したので告示する。  
令和3年(2021年)5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県告示第457号の3

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項の規定に基づき、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請をしたので告示する。  
令和3年(2021年)5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 区域

熊本市全域

2 期間

令和3年(2021年)5月10日(月)午後8時から令和3年(2021年)6月1日(火)午前5時まで

3 協力要請内容

4に掲げる施設を午後8時以降も営業に使用する当該施設の管理者に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、午後8時から翌日午前5時までの間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう協力を要請した。

4 対象施設

施設の種類	施設の例
酒類を提供する飲食店及び接待を伴う飲食店(これらのうち食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定により飲食店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設に限る。)	キャバクラ、ホストクラブ、バー、クラブ、居酒屋、酒類を提供する一般的な飲食店、酒類を提供するカラオケ店等

### 熊本県告示第457号の4

令和3年(2021年)5月4日熊本県告示第449号の2で告示した新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請については、その終期を同年6月1日(火)午前5時に変更したので告示する。  
令和3年(2021年)5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫